

第 1 6 回 所 沢 市 景 観 審 議 会

会 議 録

令 和 7 年 1 月 2 9 日

会 議 録

会 議 の 名 称	第 1 6 回所沢市景観審議会
開 催 日 時	令和 7 年 1 月 2 9 日（水） 午前 1 0 時 0 0 分から午後 1 2 時 2 0 分
開 催 場 所	所沢市役所 低層棟 3 階 全員協議会室
出 席 者 の 氏 名	（会議録別表 1）のとおり
欠 席 者 の 氏 名	（会議録別表 1）のとおり
説明者の職・氏名	
議 事	（ 1 ）産業系の景観誘導について （ 2 ）景観計画改定版素案について
会 議 資 料	・ 第 1 6 回所沢市景観審議会 次第 ・ 第 1 6 回所沢市景観審議会（パワーポイント資料） ・ 第 1 6 回所沢市景観審議会補足資料（資料 1 ・ 2）
担 当 部 課 名	（街づくり計画部） 遠藤街づくり計画部長、高野街づくり計画部次長、 （都市計画課） 増子課長、会沢主幹、大河原主査、 長谷川主査、豊田主査、北田主任、富田技師、池田技師 （事務局）街づくり計画部 都市計画課 電話 04-2998-9192

(会議録別表 1)

(敬称略)

所沢市景観審議会委員名簿 会長 藤村 龍至 副会長 杉山 朗子

区 分	区 分 内 訳	委 員 名	出欠
知 識 経 験 を 有する者（5人）	所沢市景観条例及び所沢市景観計画 アドバイザー	(色彩) すぎやま あきこ 杉 山 朗 子	出
		(建築) ふじむら りゅうじ 藤 村 龍 至	出
		(法律) よしざわ しゅんいち 吉 澤 俊 一	出
		(建築・都市計画) むねまさ ゆうき 宗 政 由 桐	欠
		(照明デザイン) ちかだ れいこ 近 田 玲 子	出
関 係 団 体 の 代表者（4人）	所沢市観光協会（事務局長）	ひさだ ただし 久 田 雅	欠
	荒幡富士保存会（代表者）	うちの みつお 内 野 光 男	出
	所沢市景観市民活動クラブ(代表者)	おかべ のりこ 岡 部 の り 子	出
	所沢商店街連合会（副会長）	たばた だいすけ 田 畑 大 介	出
公募による市民 （3人）	市 民	なかむら まさひろ 中 村 正 博	出
	市 民	あらい たかし 新 井 隆	出
	市 民	こやま てるみ 小 山 て る み	欠

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	■遠藤街づくり計画部部長挨拶 ■配布資料等の確認 ■審議会成立の報告（欠席委員の報告） ■会議の公開・非公開の決定（公開に決定） ■傍聴者の有無確認（傍聴者１名）
藤村会長	それでは、ただ今より本題の議事に入りますが、事務局より本日の議事の内容と進行の流れの説明からお願いします。
事務局	はじめに本日の議事につきましては、２点ございますが、１点目としまして、第１５回景観審議会にて再検討を図ることとしました産業系の景観形成基準につきまして、案がまとまりましたので説明させていただきます。 ２点目につきましては、令和７年度に施行を予定しています景観計画改定版につきまして、計画の素案を作成しましたので説明をさせていただきます。 次に、ご審議いただく流れについて説明いたします。 今回は諮問案件ではなく、意見交換となりますので、ただいまご説明いたしましたそれぞれの項目につきまして、各委員の皆様からのご意見を賜りたいと考えております。 なお、議事毎に質疑応答、意見交換の時間を設ける流れとなりますが、議事（１）の意見交換後に１０分間の休憩をはさみ、その後議事（２）について説明させていただきます。正午までの２時間を予定しております。 また、今回の審議会でのご意見を記入いただける用紙を準備しておりますので、回収させていただきました意見は、議事録とともに整理し審議会におけるご意見としてお取り扱いさせていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。
藤村会長	ただ今説明がありましたとおり、議事毎に質疑・意見交換をするとのことでしたので、委員の皆様、よろしくお願いします。 それでは、議事（１）産業系の景観誘導についての説明をお願いします。
事務局	■議事（１）産業系の景観誘導について
藤村会長	なにかご意見ありますでしょうか。
田畑委員	今回の再検討案は、制限のない強調色を使える高さが１０ｍまでだったのが、２０ｍまでになったという事でしょうか。

事務局	その通りです。今回の変更は、工業・産業系大規模建築物の色彩基準の中で、外壁の各面５％まで使えるアクセントカラーのついての内容となります。もともと高さ１０ｍ以上の部分は、強調色であっても色を制限していく計画でありましたが、その基準が２０ｍに変更となります。
田畑委員	すべての建築物に対し、その基準が２０ｍになるのでしょうか
事務局	その通りです。各面５％の範囲内で、２０ｍ以下は色が自由に使えます。２０ｍ以上の部分は色を制限します。
藤村会長	イメージとしては、議案資料Ｐ１４の写真にある、倉庫上部青色のようなアクセントカラーが制限されるという事になります。
岡部委員	所沢の立地から考えると、都心が近く、生活様式も変わってきているので、大規模工業地域ができるのは致し方ないと考えます。 しかし、こうなることを推察したのであれば、あらかじめ工業・産業系ゾーンを設定し、その地域に工業系の建築物をまとめて建築できるようにすれば、さらに制限がかけやすくなったのではないのでしょうか。そこがまとまりとしての一つの景観になったのではないのでしょうか。茶畑の中に工場が建った後、慌てて動いているという印象を受けます。 この様な事例に対し、市は今後、産業系を一つのゾーンに誘致するなどの見通しがあるのでしょうか。
藤村会長	景観はもちろんですが、都市計画の土地利用の話とお見受けします。
事務局	都市計画マスタープランで、松郷工業団地周辺地区、関越自動車道所沢ＩＣ周辺地区、三ヶ島工業団地周辺地区を「土地利用推進エリア」として位置付け、工業・産業系の施設を誘導していくことを市の方針として掲げております。その方針のもとで、現在、三ヶ島工業団地周辺地区で土地区画整理事業が行われ、これから産業系の施設を誘導していく予定です。
岡部委員	茶畑を多く所有する所有者がいて、そこに誘致をするという事はないのでしょうか。
事務局	市街化区域では用途地域を定め、建築物の用途制限をしています。市街化調整区域も原則建築物の建築ができませんが、開発許可を得たものは建てることができます。すべてを制限できませんが、なるべく開発を抑制し、さらに工業・産業系土地利用をする土地を定めることで、誘導していく方針です。

岡部委員	とことこ景観資源は、自然的地形、街並みの風景、文化的・民族的な背景等、様々な資源を反映しているものです。 この景観計画は、とことこ景観資源に配慮した内容ということですが、工業系・産業系の施設の事業者は、そのことを理解してもらえるのでしょうか。例えば重要事項説明で、景観資源について配慮するよう記載してもらう等の手続きが取れないのでしょうか。
事務局	現行においても、景観の届出の際に景観資源への配慮をして頂くこととしていますが、今回の計画改定では、大規模な建築計画については事前協議制度を設けますので、届出を行う前に、計画を変更できる段階で市から景観資源や景観計画における方針を助言することを考えております。
吉澤委員	改定に伴い、新たなゾーン規制を加えるとのことですが、これは事業者の経済活動への規制となると思います。事業者からの意見を踏まえたと思いますが、どういう方法で募り、どのような意見が出たのでしょうか
事務局	関係者である組合の方々に説明会を開催し、その場で様々な意見を頂きました。その後も代表者の方々と定期的な打ち合わせの場を設け、市の考えをお伝えし、意見交換をさせていただきました。(計4回) そこでは、既存の事業者が不利益にならないよう配慮を、との意見もあり、その中でも企業コーポレートカラーに配慮してほしいとの内容でした。しかし、事業者側もその地域の街並みを大切にしたいという想いから、工業系に特化した景観誘導を守っていききたいという前向きな意見があり、市の目指す景観像に対しても、好意的に受け止められている印象です。
吉澤委員	新たなゾーンを設けて景観誘導を図る今回の案に対し、明確な反対意見はなかったという認識でよろしいでしょうか。 また事業者の中には、どうしてもこの色を使いたいと主張する方もいると思います。その場合、景観計画の制限を強制させる何かがあるのでしょうか。
事務局	事前説明の段階で、大きな反対はございませんでした。 また委員の意見にあるケースに対しては、景観法の規定に基づき、変更命令が行えます。それでも従わない場合は、法に基づく勧告の手続きとなります。
近田委員	基準を10mから20mに変更した後も強調色の制限割合が5%のままだと、高くなり外壁の面積が大きくなった分、自由に使える強調色の面積も大きくなることになります。基準を高くするならば、強調色の制限割合も少なくした方がいいのではないのでしょうか。例えば、建物の上部になる

	につれて、強調色の使用可能なパーセンテージを少なくするなどが考えられます。
事務局	議案資料P 1 4の立面図にもございますが、前提条件として、2 0 mを境にそれぞれ5 %ということではなく、面全体の5 %までが強調色を使える面積となります。建物下部で5 %の強調色を使用するのであれば上部には使用できません。反対に、2 0 mより上部に使用する場合は制限範囲内の色で5 %まで配置していただく事になります。
近田委員	下部で使用するなら上部で使えないことは理解しております。しかし外壁が大きく、かつ建物上部のみに5 %の強調色を施すとなったら、目を引く着色部分はかなり大きくなると思います。
事務局	当初の案では、現存の農地丘陵地景観ゾーンの制限をベースとし、基調色より多少基準の緩い補助色も加える考えがありました。しかし大規模建築物となった場合、使用できる面積が大きくなり、影響が大きい点を考慮した結果、基準から除いた経緯があります。強調色の割合については、他市では1 0 %まで使用できる事例がある中で、大規模であるなら従来からの基準である5 %が妥当ではないかという考えのもと設定させていただきました。 強調色の検討の際には、工業系大規模建築物では面積的に大きくなる強調色について、どうすれば良好な景観誘導を図れるかを考えた時に、ご提案のように割合自体を下げるという意見がありました。もう一つに、今回の案のような一定の高さを越えた部分は、強調色といえども色味を制限するという案もございました。どちらの方がより効果的かを検討した結果、本市の場合は面積が小さくても、樹木の色から突出する青や赤といった原色に近い色味の方が景観上の影響が大きいと判断し、色味を制限する今回の案を提案させていただいております。
藤村会長	先ほどのご質問の意図は、今回の計画ではゾーンを設定し、規制を強めていくように見えるのに対し、なぜ大規模建築物に対しては緩和しているように見えるのか、という事だと思います。1 0 mから2 0 mに基準を緩和した、とともれる今回の変更は、既存不適格に対する配慮等の理由があるのか、という問いではないかと思います。
事務局	既存不適格への配慮を、との意見はあります。その内、割合の制限から使用する範囲が狭まる中で、1 0 m以上での色味の制限に対する意見もありました。ただ市としては、上部の際立つ部分における景観的配慮の考えのもと、意見交換の内容も踏まえたうえで2 0 mへ変更する今回の計画案としました。

藤村会長	様々な意見がある中で、すり合わせをした結果の案という事だと思えます。 工業系・産業系地域に関してはゾーンで確実に規制していき、市全体としてみた時に、既存建築物との兼ね合いを鑑み、20mという基準を設定したという事だと認識いたしました。
杉山副会長	基本的にこの修正は、緩和の変更だと思います。緑地やセットバックの確保等を考慮して20mという基準を設けたのならば、建物単体でなく全体を含めた検討ですので、やむを得ないとも考えました。しかし20m以上部分の強調色の制限を見ると、いまだにピンクなどが使えてしまい、強調色とも補助色とも取れない中途半場な状態という印象を持ちます。20m以上の部分は補助色と同程度の制限範囲に抑えることが一般的ではないでしょうか。また、屋根色はN6以下であれば使用可能とのことですが、所沢市は起伏があるので、高台から眺めた時に黒色が目立つことになります。N4以上に制限している自治体もあるので、再検討したほうがいいのではないのでしょうか。
事務局	色彩基準の中で強調色は自由に使える色になります。しかし上部については強調色といえども、周辺の影響を考え、制限をするという考えから、今回の案としました。制限内容も空や樹木といった自然の中にある色の範囲を選び、制限しております。高い部分については強調色でも自然に近い色を使用してもらうよう提案したものです。屋根色については、戸建て住宅の事例等も鑑み、今後の課題として引き続き検討していきます。
杉山副会長	強調色が20m以上の部分にも使えるとは想定しておりませんでした。
事務局	20m以上は、色彩が制限された範囲内の強調色であれば使用できます。
藤村会長	ゾーンで規制する分には分かりやすいですが、大規模建築物、その他点在する建築物は風景として認識しづらく、規制が難しいです。その点について違和感を持たれている印象ですので、もう少し明快な説明が必要と感じました。
藤村会長	概ね宜しければ、議事（2）に移る前に、10分間の休憩をはさみたいと思います。会場の時計で（11時20分）に再開したいと思いますのでよろしくお願いします。

藤村会長	—休憩— それでは再開します。 先ほどの産業系の景観誘導について10mから20mに再検討したご説明について、もう少し補足していただいた方が委員の皆様にご納得していただきやすいかと思いますので、後程ご説明いただければと思います。その前に、議事（２）景観計画改定版素案についての説明をお願いします。
事務局	■議事（２）景観計画改定版素案について
藤村会長	ありがとうございます。 策定当初の平成23年以来の改定ということで、全体としてこの15年間の変化を反映したものになります。景観行政全体としましては普及啓発といったようなフェーズからより積極的な景観誘導というフェーズに入ってきたところかと思います。 またポイントは昨今の工業・産業系の土地利用増進の課題に対して工業・産業系の景観誘導を優先し、この工業・産業系の景観誘導を図る景観形成基準と色彩基準の改定を主軸に先行して計画を改定するとのことです。景観計画改定内容全体としては景観の事前協議、工業・産業系の景観形成基準等や景観の視点、の追加であり、これらは「みどりと調和する良好な景観の誘導」のための施策であるとのことです。 こちらの説明内容について、質疑を含めご意見を頂きたいと思います。
岡部委員	以前も説明していただきましたが、景観の地区とは河川や道路のことで、核とは駅や公共施設等のことでした。しかし今回提示されている景観拠点についてがわからず、教えて頂きたいです。
事務局	景観計画を改定する方針の中で、どのように産業系の景観誘導をするかというだけではなく、とことこ景観資源のうち景観賞をとったところでの景観誘導を図る方針があります。そこを、景観拠点として想定しております。今回の改定では内容までは具体的には反映しておりませんが、今後何かしら景観拠点のエリアで景観誘導を図れるような、仕組みづくりを計画に記載しています。
藤村会長	景観拠点は市の景観計画の特徴のひとつだと思いますが、とことこ景観賞などこれまでの普及啓発の取り組みの中で浮かび上がってきたものを拠点と位置付けることで、市民の側からあがってきたものを、行政の計画に反映していくために定められているもの、ということでございました。ですので、今回の改定ではまだ扱えませんが、次の段階で景観拠点を位置付けていきたいということでございました。

杉山副会長	私は所沢には昼間しか伺ったことがありませんが、夜間景観について、他の街ではビルや、駅前だけが煌びやかになったり、街道筋だけ過度に動きのあるデジタルサイネージが設置されているのが以前より増えてきた印象です。所沢はいかがでしょうか。照明の専門家もいらっしゃるので、ぜひアドバイス頂いて一言でもいれた方がいいのでしょうか。私は夜間の景観は存じ上げないのでお聞きしておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。
藤村会長	まず、夜間景観に関してどのような議論があったのか。また議論があったのか無かったのか、ご説明をお願いします。
事務局	景観計画の中で、市としては夜間景観の街づくりについても検討すべき内容であると考えております。 景観計画の改定素案の冊子の中で、ガイドライン資料２の１７ページからゾーンごとの方針の記載があり、その中で住居、商業の街並みづくりの中で地域にふさわしい夜間の景観づくりを進めるという文言があります。この地域にふさわしい夜間景観が何かはまだこれから議論が必要であると思っております。 今ご回答させていただいたとおりガイドラインや、さらには地域のなかで追って検討していくものと考えております。
中村委員	素案とは、どういう意味でしょうか。各パートをこれから来年度議論していく中で深め、簡単にいえばもっと分厚いものにしていくということでしょうか。 例えば、素案で１４ページ、２２ページに東川と記載があり、５４ページの公共施設整備の方針では河川と４項目書いてあります。所沢市民としては、東川が大好きな個人としては突っ込みが足りないのではないかと思います。東川がもっと大好きな人は所沢市にもたくさんいますが、そういった中で東川を景観として捉えた結果、これだけなののでしょうか。それとも来年度にもっと議論を深めるといった意味での素案なののでしょうか。教えて頂きたいと思います。
事務局	貴重なご意見ありがとうございます。 これまでの景観審議会のご意見を踏まえて、景観計画の改定の主なポイントをまとめ、最終的に令和７年の景観計画の改定に向けたものとなります。この素案を基に審議会委員の先生や、パブリックコメントで市民の方々から意見を確認し、修正等を行っていきます。
中村委員	個人的な趣味から申し上げた訳ではなく、昨日の夜世田谷区の景観計画を拝見したのですが、河川であったり橋であったり場所それぞれで、そこ

事務局	から何がどう見えるのか、個別の場所の特殊解として詳しく書いてありました。さすがに世田谷区のようなとは言いませんが、市民としてその場所をどのように使っていくのか、場所それぞれで違うと思います。これを来年度より市民がその場所をどのように使っていくのかいろいろ検討しながら来年度深めていきますよというお答えですと私は非常に納得致します。意見を収集するだけではなくこれはあくまで骨子なので、中身については来年度以降の審議の中で深堀して様々な具体論を追加していきますとお答えいただけると納得致します。いかがでしょうか。 今のご意見では東川の部分的な景観をもっと盛り込んだ計画にする必要があるのではないか、というご意見かと思います。 東川は景観賞をとっている景観で景観拠点として今後新しく世田谷のようにエリア分けしていくべきかについて、今回の改定ではそこまで盛り込んでおりません。今後の景観計画の改定を見据える中で盛り込んでいく内容になります。その段階で改めてご意見を伺いながら深堀していくことになります。 今回の改定のポイントは、工業・産業系エリアをつくり景観形成を誘導することです。産業団地の創出が令和8年から始まりますので、それに合わせて大きな建物が多く建築されることが予測されます。現在は農地・丘陵地景観ゾーンにあたりますので、工業・産業系に特化した規制ではありません。まずはエリアとして大きな基準を決めるということを今回の改定の内容とし、進めていきたいと考えています。
藤村会長	それぞれのエリアや市内全域で市民の皆様が大切にされている景観資源に関しては、とことこ景観資源を通してピックアップされてきたかと思います。これを景観拠点として位置付けて具体的にどのように景観誘導していくか。それは先ほどご指摘頂いたように、世田谷区が長年行ってこられたことで、全国で最も進んでいる取り組みです。あの景観計画を見ると、少し違うなというイメージを持たれてしまうかもしれませんが、市の景観計画の現在の段階としては策定当初という段階から1歩進めて、現在市内の中で具体的に生じている大規模な流通系ゾーンを今後どうしていくか、市街地の景観をどうするか。また前市長のときに緑地の公有地化などを進めてこられて、これらをどのように考えていくのか。所沢市独特の課題がありますので、それに対処するための具体案ということで図られたのかなと思います。その中で、事前協議などの新しい手続きなどの方針も定められていますし、大きな景観方針図や視点という所沢の景観のパターンも示されています。策定当初から考えるとだいぶ具体的なところが増えてきたと思います。それを今、中村委員がおっしゃられたような具体的な取り組みにしていくためには、もう一段階時間を頂きまして、その間にいろいろ議論を重ねていけたらというところなのかなと思います。

田畑委員	私も東川が非常に好きなのですが、結局川を管理しているのは県です。東川は、桜並木はあと１０年もすれば駄目になってしまうのではないかと考えています。桜並木は私が子供の時の方がずっと良かったです。これは今後検討というよりも今から植えられるものは植えていかないと間に合わなくなると考えています。 それから、景観は地域おこしにつながらないといけないと常に思っております。旭橋が電飾化されるのであれば、そこから東川を通してサクラタウンへ行く、などでしょうか。さらに桜だけではなく四季折々の花を植えるなど、県などと一緒にやっていかないと、市だけでは対処できない問題ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。
事務局	東川と旭橋は景観賞を受賞しており、景観拠点としていくべきではないかと考えています。私もよく東川を通りますが、木が伐採されてきており、かなり古くなっておりますので、もう少し植樹していった方がいいのではないかとということについては、所管課の方にお伝えさせて頂きたいと思います。そのうえで旭橋や東川など所沢らしい景観が多々あるので、今後の改定の中で景観の特色が出せるように進めていきたいと考えています。
藤村会長	よろしいでしょうか。 こちらの景観改定の素案案につきましては現段階で他にご意見がありましたら意見用紙にご記入頂き、素案作成の参考にさせて頂くことになるかと思います。 では、先ほどの産業系の景観誘導につきまして、お時間超過して恐縮ですが、高さ１０mだったところを２０mにしてはどうか、産業系大規模建築物の基準のところでお話が合ったかと思いますが、こちらをもう一度ご説明をお願いしますでしょうか。
事務局	議事（１）で話題になったのが、強調色５％と、高さによる色彩制限の２点だったかと思います。まず、強調色について、現行３ゾーンで強調色は壁面に対して５％で、その５％以内であれば色彩を自由に使える、というものでした。追加する工業・産業系市街地景観ゾーンは現行３ゾーンと同様に、５％使用できます。また、今回提案した工業・産業系大規模建築物については、４つのゾーンとは異なり、さらに制限をしていくということになります。工業・産業系大規模建築物は、大規模な建築物、かつ、工業・産業系という事で、企業カラーが多く使われる建築物になります。市としては少なくとも工業・産業系建築物の上部に見える部分については、色合い、色彩の使い方を抑えて頂くのが今回の主旨でございます。前回の審議会ではその一線を１０mと設定しましたが、１０mについてはさまざまな議論が出た中で、１５ページの右下にあります表で、過去の建築物の統計をとったところ、産業系の建築物は、ほぼ１０mを超え、規模感の切

	り替えがどのあたりにくるのかの視点でまとめた図によると、20mを境に階数が分かれていくということが分かりました。 これらより、より大規模な建築物が多い、20mをまず境として、大規模建築物のうち、20mを超える部分については規制をより強化して強調色とはいえ全ての色が使用できるものとせず、色味を抑えた形で使用する主旨でした。
藤村会長	市内の建築物の実態をみますと、高さ20mに大きな境目がありそうだという事で、こちらを規準にしたらどうかという事です。
近田委員	例えば、10mの建物の5%と、30mの建物の5%では、面積は3倍になると思います。私が気になりますのは、10mの時に5%だったものを、30mのときも同じく5%でいいのかということです。これがたとえ色味が抑えられたとしても、全体で相当な面積になることを危惧しています。
藤村会長	近田先生のご質問の意図はパブリックコメント等にも出てくると思いますので、5%についてもう少し丁寧にご説明いただく、というのが大事になってくるかと思います。5%が10%になって面積が増えるというのはあくまで10m20mの基準を設定するとき、適応範囲を設定するときの話になりますので、割合が増えるというよりは適応範囲が増えるという事の話でした。5%の妥当性というのはこれまでなぜ5%でやってきたのか、なぜ20mに対しても5%で考えるのか、実態として企業の社名などがどのようなにはいつているのか、そのあたりがポイントになってくると思います。少し丁寧に説明する必要になってくるのかと思います。
事務局	ご意見ありがとうございます。 5%の使い方については、既存3ゾーンと新設のゾーン含めて4ゾーン全てで同じになりますが、今後の景観計画の見直しとともに研究・検討をしていきたいと考えております。
藤村会長	前回の案で10mだったものを、20mに変えてパブリックコメントに諮りたいということでした。なにか他にご質問やご懸念がある方はいらっしゃいますでしょうか。もしご意見等言い残したことがありましたら記入用紙のほうもご記入頂ければと思います。 概ね宜しければ、本日の議事はこれにて終わります。 先ほど申し上げたように、景観計画の見直しという事で、この15年の景観行政も一歩先に進むという非常に重要な時期で皆様にご審議をいただきました。任期中にまた議論が出来れば良いですが、進行の状況によっては次の方にお任せするということになるかもしれません。大きな景観の節

事務局	目で議論いただいたということで、今後も市の景観行政にそれぞれご協力いただけたらと思っております。 その他、何かありましたら事務局からお願いします。 本日はお時間がなくご発言いただけなかった内容について、意見用紙にご記入がお済の方は、お帰りの際事務局へ提出をお願いいたします。 また、後日意見用紙を記入いただく場合は、本日中に様式をメールにて送付いたしますので、2月10日（月）までにメールなどで提出くださいますようお願いいたします。郵送での提出をご希望の方は、返信用の封筒をご用意させて頂いておりますので、お声がけください。 最後に、次回の審議会について、御案内申し上げます。 次回は、令和7年6月から8月あたりを予定しております。次回の審議会では、改定する景観計画を諮問させていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。
藤村会長	それでは、以上をもちまして本日の議事は全て終了しました。 皆様のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。 厚く御礼申し上げます。 それでは、進行を事務局へお返しします。
事務局	ありがとうございました。 議事は全て終了しました。 ここで、最後になりますが、一点お伝えしたい事項がございます。 ここにおられます皆様の、委員としての任期が令和7年6月30日までとなっており、その期日までに景観計画改定の諮問が付議できない際には、このメンバーで行う審議会は、今回が最後となります。 特に、公募でおられます中村委員、新井委員、小山委員におかれましては、今回が最後の協議会になる可能性があることと存じます。 2年間にわたる、活発なご審議に感謝申し上げますとともに、今回ご出席いただいております、中村委員と新井委員から一言ご挨拶をいただければと思います。
中村委員	市民として公募に手を挙げさせて頂いて、この席にお呼びいただいたことは非常に光栄に思います。なぜ手を挙げたのかといいますと、実は超高層ビルはあまり好きではなく、古い街並みに超高層ビルがあるとなんだかなあと感じていました。ところが、夜ジョギングするとき航空公園から中心市街地の方を眺めると、超高層ビルが赤い点が光っており夜景として見えてきました。航空公園という場所から中心市街地の超高層ビルを見たときにどのように映るか。あるいは普段はもっと使われるべきである米軍基地も、遠くから米軍基地を見たときにどのように映るか。市民として

新井委員	その場所に住む・様々な施設等を使うことにより景観は大きく変わっていくのだと思い、そこから景観とは何なのだろうという思いから、素人ながら手を挙げさせていただいたのがきっかけでございます。 先ほど景観像で市より説明がありましたが、“「ひと・まち・みどり」わたしたちが織り上げるところざわ”こちらがよく考えられていると感じました。あくまで主語はわたしたちが、でした。これを我々市民がもう少しちゃんと認識すべきだと思いました。どうも色の規制がどうのこうの、というイメージしか私には無いのですが、自然資源を含め、所沢市のいろいろな施設を使うのは我々ですから、主語は我々であるべきです。それに即してみどりがあり、話が膨らんでいく訳です。市民計画活動もありますが、あくまで所沢市民、所沢市に来てくれる外部の人たちが、というところが主語であるべきだということがよく語られていると思いました。これを軸に来年のご議論が活発にされることを祈りまして、一言とさせていただきます。ありがとうございました。 私は都市計画課さんより通知を頂きまして、当初どうしようかと迷いました。私は所沢で生まれ、神明社の境内でラジオ体操をし、ところざわ祭りでは宮本町の山車を引っ張り、仕事は40年間消防として所沢のまちを守ってきました。そんなこともあったものですから、これから先、私が今住んでいる所沢がどのように変わっていくのか、それについて少しでも意見が出せればと思い、応募させていただきました。2年間あっという間でした。これからもひとりの市民として、外から所沢らしい良好な景観形成の指針がどのように出来ていくのか、見守っていきたいと思います。期待しておりますので、よろしくお願い致します。2年間ありがとうございました。
事務局	ありがとうございます。 なお、専門委員、関係団体委員の皆様の改選につきましては、所沢市審議会等の委員選任要綱の委員要件に基づきまして、今後お一人ずつご相談させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。 今期は、景観計画策定から10年の節目を迎え、景観計画の改定に係る難しい審議を頂くこととなりました。貴重な御意見をいただきましたこと感謝申し上げますとともに、皆様のご意見を踏まえ今後も景観計画改定の検討を進めてまいりたいと存じます。 本日は、長時間にわたりまして、誠にありがとうございました。 以上をもちまして、第16回所沢市景観審議会を閉会とさせていただきます。